

# 利用料規定

ケアハウス飛鳥美谷苑  
(平成28年4月から適用)

別表 1

○ 一時金(管理費)には、下記の支払い方法(3通り)があります。

支払方法20年分		管理費20年分(円)	月額管理費(円)	管理費負担合計額(円)
一括払い		4,674,000	0	4,674,000
分割払い	併用	1,584,000	16,530	5,551,200
	均等	0	23,130	5,551,200

\*国で定められた方法により算出した額となっています。

\*退去される場合は、入居月数に応じて均等清算し、残額についてご返金いたします。

○ 利用料金表(併用支払方式)

単位:円

区分	前年度の収入による区分	サービス提供に要する費用(事務費)	生活費	居住に要する費用(管理費)	月額合計
1	1,500,000以下	10,000	46,090	16,530	72,620
2	1,500,000円～1,600,000円	13,000	46,090	16,530	75,620
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	46,090	16,530	78,620
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	46,090	16,530	81,620
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	46,090	16,530	84,620
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	46,090	16,530	87,620
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	46,090	16,530	92,620
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	46,090	16,530	97,620
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	46,090	16,530	102,620
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	46,090	16,530	107,620
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	46,090	16,530	112,620
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	46,090	16,530	119,620
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	46,090	16,530	126,620
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000	46,090	16,530	133,620
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000	46,090	16,530	140,620
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000	46,090	16,530	147,620
17	3,000,001円～3,100,000円	90,800	46,090	16,530	153,420
18	3,100,001円以上	90,800	46,090	16,530	153,420

\*事務費とはお世話する費用、生活費とは食費、管理費とは家賃とお考えください。

\*事務費(併設丙地)・生活費用、生活費(甲地V区)は国の基準(厚生労働省老健局長通知)通りとします。

\*各自の部屋で使用される電気・水道・電話料金等は入居者の負担となります。

\*ご夫婦で使用される場合は、前年の各々の収入の合計額の半額が一人分の基準収入となり、その額が、1,500千円以下の場合は、それぞれの事務費徴収額を30%軽減し、各々7,000円とします。

\*基準となる収入とは、前年の収入から、租税(所得税・住民税・相続税)／社会保険料／医療費等の必要経費を控除した額をいいます。

\*11月～3月には暖房費の徴収があります。現在は2,663円が国の基準(甲地V区)です。